燃料油価格激変緩和措置の延長

トラック運送業界は、社会インフラとして、国民の命と暮らしを守り、産業経済活動を支えるために必要なエッセンシャル事業であることの使命感をもって、日夜敢行して貨物運送を行っている。

現在、燃料油価格の激変緩和策について、長引く原油価格の高騰・乱高下がコロナ禍からの経済回復や国民生活への悪影響を与えることを防ぐ観点から、軽油を使用するトラック運送事業者を対象に、令和4年12月末までを期限として実施されている。

激変緩和措置の導入は、時期を得た適切な判断として一定の評価がされているものの、 急激な円安やOPECによる減産等の影響もあり、依然として燃料油価格は高止まりの状 況にあることから、<u>少なくとも現行水準を維持し、激変緩和措置のさらなる延長</u>をお願いし たい。

改正貨物自動車運送事業法に係る 「荷主対策の深度化」「標準的な運賃」時限措置延長について

働き方改革を推進することを目的として、平成30年12月の改正貨物自動車運送事業法により、「規制の適正化」、「事業者が遵守すべき事項の明確化」、「荷主対策の深度化」、「標準的な運賃の告示制度」の4項目が措置された。

このうち、「荷主対策の深度化」及び「標準的な運賃の告示制度」については、令和6年3月までの時限措置とされているが、「荷主対策の深度化」に関しては長時間の荷待ちや荷役作業等の削減に対し荷主の理解が進んでおらず、また「標準的な運賃」に関しては、新型コロナの影響に加え、燃料油価格の高騰により、価格転嫁が行えず厳しい経営環境が続いている状況である。

つきましては、「荷主対策の深度化」及び「標準的な運賃の告示制度」について、令和6 年3月までの時限措置の延長に向けて、ご支援、ご指導をお願いしたい。